

フランス債務法改正オールドナンス（二〇一六年二月一〇日の オールドナンス第一三一号）による民法典の改正

荻野奈緒（訳）

馬場圭太（訳）

齋藤由起（訳）

山城一真（訳）

【訳者まえがき】

1 改正の経緯

以下に訳したのは、フランス民法典のうち、契約法、債務に
関する一般的制度及び証拠「法」を改正する二〇一六年二月一

〇日のオールドナンス第二三二号により改正された規定である。

フランス債務法の改正に向けた動きは、二〇〇五年九月にピ
エール・カタラ (Pierre CATALA) を長とするグループの手に
よる「債務法及び時効法の改正に関する準備草案」(いわゆる「カ
タラ準備草案」) により開始された。二〇〇八年からは、フラ
ンソワ・テレ (François TERRE) を長とするグループの手に

よる改正提案（いわゆる「テレ草案」）が、契約法、民事責任法、債務に関する一般的制度的各分野について、順次、公にされた。

政府は、二〇〇八年七月に、対象分野を契約法に限定した司法省草案を策定し、その後何度かの改定を行っていたが、二〇一三年一月に、「司法及び内務の分野における法及び手続の現代化及び簡略化に関する法案」を議会に提出し、契約、準契約並びに債務に関する制度及び証拠の分野について、オールドナンスにより民法典を改正することの承認を求めた。同法案は二〇一五年二月一六日の法律一七七号として成立し、同法八条は、政府に対し、「契約に関する一般法、債務に関する制度及び証拠法を現代化し、簡略化し、読みやすさを改善し、アクセス可能性を強化するとともに、法的安全及び規範の実効性を担保するため、民法典第三編の構造及び内容を改正するために」必要な措置をオールドナンスによって取ることを認め、次の二三の事項について授權した。①信義誠実及び契約自由など契約法の一般原則を肯認すること、契約の主要な類型を列挙し定義すること、交渉、契約の申込みと承諾、とりわけ契約締結の日付及び場所に関すること、契約の予約並びに優先約款の分野に適用される規定を精確にするために、契約締結過程に関する準則（電子的手段によって締結される契約を含む）を明確化すること、②契約の有効要件に適用される準則（同意、能力、代理及び契約内容に関する準則を含む）を簡略化し、特に情報提供義務及び不当条項の概念を確立し、相手方の脆弱な状況を濫用する

当事者の行為態様にサンクションを加えることを可能とする規定を導入すること、③諾成主義の原則を肯認するとともに、その例外を挙げ、契約の方式に適用される主な準則を示すこと、④契約の有効性及び方式に関する要件に対するサンクションとしての無効及び失効に関する準則を明確にすること、⑤契約の解釈に関する規定を明確にするとともに、附合契約に固有の規定を特に定めること、⑥当事者間の及び第三者に対する契約の効果に関する準則を精確にし、予見できない事情変更の場合に当事者がその契約を調整する可能性を認めること、⑦契約の期間に関する準則を明確にすること、⑧契約の不履行に適用される準則をまとめるとともに、通知による一方的解除の可能性を導入すること、⑨事務管理及び非償弁済に適用される準則を現代化するとともに、不当利得の概念を確立すること、⑩債務に関する一般的制度を導入するとともにその準則を明確にし現代化すること、とりわけ債務の様々な態様に関する準則を精確にし、条件付債務、期限付債務、結合債務、選択債務、任意債務、連帯債務及び不可分給付を目的とする債権債務を区別すること、弁済に関する準則を調整するとともに、負債の免除、相殺及び混同による債務の消滅に適用される準則を明示すること、⑪債権債務関係を変更することに向けられた取引の全体をまとめること、債権者が行使し得る主な訴権の中に、弁済を求める法定の直接訴権を確立すること、債権の譲渡、更改及び指図に関する準則を現代化すること、負債の譲渡及び契約の譲渡

を確立すること、原状回復、とりわけ契約解消の場合の原状回復に適用される準則を精確にすること、⑫債務の証拠に適用される準則の全体を明確にし簡略化すること、その結果、証明責任、法律上の推定、既判事項の権威、証拠に関する合意及び証拠の許容に関する準則をまず定め、次に、法律事実及び法律行為にかかる証拠方法の許容性の要件を精確にし、最後に、様々な証拠方法に適用される制度を詳述すること、⑬前記①ないし⑫の適用によりもたらされる修正の適用を確保することを可能とし、又は修正の影響を受け得る規定であつて法律の性質を有するものをすべて調整し修正すること。

これを受けて、司法省は、二〇一五年二月二五日にオールドナンス案を公表し、同年四月三〇日までの期間でパブリックコメントを受け付けたうえで、政府が二〇一六年二月一〇日のオールドナンスを制定した。授権法律はその公布から六か月以内に追認法律が議会に提出されなければならないと規定していたところ（同法二七条二項二号）、右オールドナンスを追認する法律案は二〇一六年七月六日に提出され、改正法は二〇一六年一〇月一日から施行されている。

なお、第二小章「契約外責任」については、右オールドナンスにより、条文の位置が移動しただけで、その内容に変更は加えられていないため、今回の翻訳の対象から外した。民事責任法については、二〇一六年四月二九日に、司法省が、「民事責任の改正に関する法律草案」を公表した（その邦語訳として、中

原太郎「民事責任の改正に関する法律草案（フランス司法省・二〇一六年四月二九日）」法学八〇巻五号一〇四頁（二〇一六年）がある。）。同草案は、その後パブリックコメントの手續に付され、司法大臣であるジャン・ジャック・ユルヴォアス（Jean-Jacques URVOAS）が、二〇一七年三月二三日に、同手續をふまえた改正草案を公表している（http://www.justice.gouv.fr/publication/Projet_de_reforme_de_la_responsabilite_civile_13032017.pdf [二〇一七年四月七日最終確認]）。また、それとは別に、自然、生物多様性及び風景の回復のための二〇一六年八月八日の法律一〇八七号により、環境損害の賠償に関する規定が民法典の中に新設されている（右オールドナンスによる改正前一三八六一九条―一三八六二五条、改正後一二四六条―一二五二条）。

2 改正部分の目次及び翻訳の分担

今回の翻訳にあたっては、共訳者四名がそれぞれ分担して仮訳を行い、それに基づいて、二〇一六年四月から同年一月にかけて合計九回の研究会を開催し、全員で検討作業を行った。フランス民法典のうち今般の改正の対象となった部分の目次および翻訳の担当は、以下のとおりである。

第三章 債務発生原因

（一一〇〇条―一一〇〇―一二条）（荻野）

第一章 契約

第一節 冒頭規定(二〇一条～二二一条) (荻野)

第二節 契約の成立 (山城)

第一款 契約の締結

第一小款 交渉(一一二条～一一二二条)

第二小款 申込み及び承諾(一一三条～一一二二条)

第三小款 優先約款及び一方予約(一二三条～一二四二条)

第四小款 電子的手段によって締結される契約に固有の規定(一二五条～一二七一条)

第二款 契約の有効性

(一二八条)

第一小款 同意

第一目 同意の存在(一二九条)

第二目 同意の瑕疵(一三〇条～一四四条)

第二小款 能力及び代理

第一目 能力(一二五条～一二二二条)

第二目 代理(一二五三条～一二六一条)

第三小款 契約の内容(一二六二条～一二七一条)

第三款 契約の方式

第一小款 一般規定(一二七二条～一二七三条)

第二小款 電子的手段によって締結される契約に固有の規定(一二七四条～一二七七条)

第四款 サンクシヨン

第一小款 無効(二七八条～二八五条)

第二小款 失効(二八六条～二八七条)

第三節 契約の解釈(二八八条～二九二条) (山城)

第四節 契約の効果 (荻野)

第一款 当事者間における契約の効果

第一小款 拘束力(一九三条～一九五条)

第二小款 移転の効果(一九六条～一九八条)

第二款 第三者に対する契約の効果

第一小款 一般規定(一九九条～二〇二条)

第二小款 請合い及び他人のためにする約定(二〇三条～二〇九条)

第三款 契約の期間(二二〇条～二二五条)

第四款 契約の譲渡(二二六条～二二六一条)

第五款 契約の不履行

(二二七条～二二八条)

第一小款 同時履行の抗弁(二二九条～二三〇条)

第二小款 現実の履行強制(二三二条～二三三条)

第三小款 代金の減額(二三三条)

第四小款 解除(二三四条～二三〇条)

第五小款 契約の不履行から生じる損害の賠償(二三一条～二三一七条)

第二章 契約外責任 ※略

第三小章 その他の債務発生原因（萩野）

（一三〇〇条）

第一節 事務管理（一三〇一条～一三〇一五条）

第二節 非債弁済（一三〇二条～一三〇二三条）

第三節 不当利得（一三〇三条～一三〇三十四条）

第四章 債務に関する一般的制度

第一節 債務の態様（齋藤）

第一款 条件付債務（一三〇四条～一三〇四七条）

第二款 期限付債務（一三〇五条～一三〇五五条）

第三款 複数の債務

第一小款 目的の複数

第一目 結合債務（一三〇六条）

第二目 選択債務（一三〇七条～一三〇七五条）

第三目 任意債務（一三〇八条）

第二小款 当事者の複数

（一三〇九条）

第一目 連帯債権債務（一三一九条～一三一九九条）

第二目 不可分給付を目的とする債権債務（一三二〇条）

第二節 債権債務を対象とする取引（馬場）

第一款 債権の譲渡（一三二一条～一三二六条）

第二款 負債の譲渡（一三二七条～一三二八一条）

第三款 更改（一三二九条～一三三五条）

第四款 指図（一三三六条～一三四〇条）

第三節 債権者が行使し得る訴権（一三四一条～一三四一三条）（馬場）

第四節 債務の消滅（齋藤）

第一款 弁済

第一小款 一般規定（一三四二条～一三四二一条）

第二小款 金銭債務に関する特則（一三四三条～一三四三五条）

第三小款 付遅滞

第一目 債務者の付遅滞（一三四四一条～一三四四二条）

第二目 債権者の付遅滞（一三四四三条～一三四四五条）

第四小款 地位を伴う弁済（一三四六一条～一三四六五条）

第二款 相殺

第一小款 通則（一三四七条～一三四七七条）

第二小款 特則（一三四八条～一三四八二条）

第三款 混同（一三四九条～一三四九一条）

第四款 負債の免除（一三五〇条～一三五〇二条）

第五款 履行不能（一三五一条～一三五二一条）

第五節 原状回復（一三五二条～一三五二九条）（萩野）

第四章の二 債務の証拠（馬場）

第一節 一般規定（一三五三条～一三五七条）

第二節 証拠方法の許容性（二三五八条～二三六二条）

第三節 様々な証拠方法

第一款 書証

第一小款 一般規定（二三六三条～二三六八条）

第二小款 公署証書（二三六九条～一三七一条）

第三小款 私署証書（一三七二条～一三七七条）

第四小款 その他の書面（一三七八条～一三七八二条）

条

第五小款 写し（一三七九条）

第六小款 承認証書（一三八〇条）

第二款 人証（一三八一条）

第三款 裁判上の推定による証明（一三八二条）

第四款 自白（一三八三条～一三八三二条）

第五款 宣誓

（一三八四条）

第一小款 決訟的宣誓（一三八五条～一三八五二条）

第二小款 職権で要求される宣誓（一三八六条～一三八七条）

八六一一条）

第三章 債務発生原因

第一一〇〇条 債務は、法律行為から、法律事実から、又は法律の権威のみから生じる。

債務は、他人に対する良心義務の任意の履行又は履行の約束から生じ得る。

第一一〇〇一条 法律行為とは、法的効果を生じさせることに向けられた意思表示をいう。それは、合意によるものでも一方的なものでもあり得る。

法律行為は、それが合理的である限り、その有効性及び効果について、契約を支配する準則に服する。

第一一〇〇二条 法律事実とは、法律が法的効果を結び付けている行動又は事象をいう。

法律事実から生じる債務は、場合により、契約外責任に関する小章又は他の債務発生原因に関する小章によって規律する。

第一小章 契約

第一節 冒頭規定

第一一〇一条 契約とは、二人又は数人の間の、債務を創設し、変更し、移転し、又は消滅させることに向けられた意思の合致をいう。

第一一〇二条 各人は、法律の定める限度において、契約し又は契約しないこと、その相手方を選択すること、並びに契約の内容及び方式を定めることについて自由である。

契約自由は、公の秩序に関する準則に反することを許すものでない。

第一一〇三条 適法に成立した契約は、それを行った者に対して法律に代わる。

第一一〇四条 契約は、誠実に、交渉し、成立させ、履行しなければならぬ。

この規定は、公の秩序に属する。

第一一〇五条 契約は、それが固有の名称を有するか否かにかかわらず、この小章の対象である通則に服する。

一定の契約に関する特則は、そのそれぞれに固有の規定において定める。

通則は、これらの特則〔が適用される場合〕を除いて、適用する。

第一一〇六条 契約は、契約当事者が相互に、その他方に対して債務を負うときは、双務的である。

契約は、一人又は数人が他方の一人又は数人に対して債務を負い、他方の者が相互的な義務を負わないときは、片務的である。

第一一〇七条 契約は、当事者のそれぞれが、自らが給付する利益の対価として他方から利益を受けるときは、有償的である。契約は、当事者の一方が他方に対して、対価を期待することを受けないこともなしに利益を給付するときは、無償的である。

第一一〇八条 契約は、当事者のそれぞれが他方に対して、自らが受ける利益の等価物とみなされる利益を給付することを約するときは、実定的である。

契約は、当事者が、契約から生じる利益及び損失に関して、その効果を不確定な事象にかからしめることを承認するとき、射倖的である。

第一一〇九条 契約は、その表現方法にかかわらず、同意の交換のみによつて成立するときは、諾成的である。

契約は、その有効性が法律の定める方式に従うときは、要式的である。

契約は、その成立が物の引渡しに従うときは、要物的である。

第一一〇条 相対契約とは、約定が当事者間で自由に交渉された契約という。

附合契約とは、約款が、交渉を経ることなく、当事者の一方によってあらかじめ定められた契約をいう。

第一一一一条 枠契約とは、当事者がその将来の契約関係の一般的特性について取り決める合意をいう。実施契約が、その履行の方法を定める。

第一一二一条 一回的履行契約とは、債務が一回的な給付によって履行することができる契約をいう。

通次履行契約とは、契約上の債務の少なくとも一部が時間隔を置いた複数の給付によって履行される契約をいう。

第二節 契約の成立

第一款 契約の締結

第一小款 交渉

第一一二条 契約締結過程の交渉の開始、進行及び破棄は、自由である。交渉は、必ず、信義誠実の要求を満たさなければならぬ。

交渉においてフォートが犯された場合には、それによって生じる損害の賠償は、締結されなかった契約に基づいて期待される利益の喪失を填補することを目的とすることができない。

第一一二一条 その重要性が他方当事者の同意にとって決定的な情報を認識している一方当事者は、他方当事者が、正当に、この情報を知らず、又はその相手方を信頼するときは、それについて他方当事者に情報提供をしなければならない。ただし、この情報提供義務は、給付の価値の評価には及ばない。

契約の内容又は当事者の性質と直接かつ不可欠の関係を有する情報は、決定的な重要性を有する。

他方当事者がその者に対して情報を提供すべきであったことの証明は、それを主張する者が負担し、その者に対してそれを提供したことの証明は、他方当事者が負担する。

当事者は、この義務を制限することも、排除することもできない。

この情報提供義務に対する違反は、その義務を負う者の責任のほかに、第一一三〇条以下に定める条件に従って契約の無効化をもたらすことができる。

第一一二一条 交渉に際して得られた秘密情報を許可なく利用し又は公表した者は、一般法の条件に従ってその責任を負

う。

第二小款 申込み及び承諾

第一一三条 契約は、当事者が自ら債務を負う意思を表示する申込みと承諾の合致によって成立する。

前項の意思は、表意者の多義性のない言明又は挙動から帰結することができる。

第一一四条 申込みは、特定又は不特定の者に対してされ、締結しようとする契約の本質的要素を含み、承諾があるときは拘束される旨の表意者の意思を表明する。それがない場合には、交渉への誘引があるにすぎない。

第一一五条 申込みは、相手方に到達しない限り、自由に撤回することができる。

第一一六条 申込みは、表意者が定めた期間が満了する前、又は、それができない場合には合理的な期間が経過する前には、撤回することができない。

前項の禁止に反してされた申込みの撤回は、契約の締結を妨げる。

前項の撤回は、その契約に基づいて期待される利益の喪失を

填補する義務を負わせることなしに、一般法の条件に従って、表意者の契約外責任を生じさせる。

第一一七条 申込みは、表意者が定めた期間の満了、又は、それがない場合には合理的な期間の経過によって失効する。

その表意者の無能力又は死亡の場合も、前項と同様とする。

第一一八条 承諾とは、申込みの内容に拘束される旨の表意者の意思表示をいう。

承諾は、申込者に到達しない限り、自由に撤回することができる。ただし、撤回は、承諾より前に申込者に到達しなければならぬ。

申込みと符合しない承諾は、新たな申込みとなることを除き、効力を有しない。

第一一九条 一方当事者によって援用された約款は、それが他方当事者の認識に供され、かつ、他方当事者がそれを承諾したでなければ、その者に対して効力を有しない。

それぞれの当事者によって援用された約款の間に不一致があるときは、一致しない条項は効力を有しない。

約款と個別的条項との間に不一致があるときは、後者が前者に優先する。

第一二二〇条 沈黙は、承諾に値しない。ただし、法律、慣習、取引関係又は個別の事情に基づいて別段の帰結がもたらされるときは、この限りでない。

第一二二一条 契約は、承諾が申込者に到達した時に締結される。それは、承諾が到達した場所において締結されるものとみなす。

第一二二二条 法律又は契約は、熟慮期間（それが満了するまでは申込みの相手方はその承諾を表明することができないものとする期間をいう。）又は撤回期間（それが満了するまではその受益者はその同意を撤回することができるものとする期間をいう。）を定めることができる。

第三小款 優先約款及び一方予約

第一一二三条 優先約款とは、一方の当事者が、自らが契約を締結することを決定したときは自らと取引することを受益者に対して優先的に申し出ることを約する契約をいう。

優先約款に違反して第三者との間で契約が締結されたときは、受益者は、被った損害の賠償を得ることができる。第三者が約款の存在及び受益者のこれを援用する意図を知っていたときは、受益者は、無効の訴えを提起し、又は締結された契約に

おいて第三者と置き代わることを裁判官に請求することもできる。

第三者は、受益者に対し、第三者が定め、かつ合理的でなければならぬ期間内に、優先約款の存在及び受益者がこれを援用する意図を有するかどうかについて確答することを、書面によって請求することができる。

前項の書面には、この期間内に返答がなかったときは、約款の受益者は、もはや第三者との間で締結された契約へのその者の代置又は契約の無効を求めることができなくなる旨を示さなければならぬ。

第一一二四条 一方予約とは、一方の当事者（諾約者）が、他方の当事者（受益者）に対し、本質的要素が決定されており、その成立のために受益者の同意のみが欠けている契約の締結についての選択権を与える契約をいう。

選択をするために受益者に与えられた期間内における予約の撤回は、予約された契約の成立を妨げない。

一方予約に違反して、その存在を知る第三者との間で締結された契約は、無効である。

第四小款 電子的手段によって締結される契約に固有の規定

第一一二五条 電子的手段は、契約上の約定又は財物若しくは

役務についての情報を入手可能にするために用いることができる。

第一二二六条 契約の締結のために請求され、又はその履行の過程で送られる情報は、その名宛人がこの方法を用いることを承諾した場合には、電子メールによって通知することができる。

第一二二七条 事業者に宛てられる情報は、その者がその電子メールアドレスを伝えた時から、電子メールによって送ることができる。

これらの情報が書式に記載されなければならない場合には、その書式は、電子的手段により、それを充足しなければならぬ者が入手することができるようにするものとする。

第一二二七―一条 事業者として電子的手段によって財物の供給又は役務の提供を申し出る者は、適用される契約上の約定を、保存及び再生ができる方法で入手可能にしなければならない。

申込みの表意者は、電子的手段によるアクセスがその所為によって可能にされている限り、申込みに拘束される。

さらに、申込みは、以下のことがらを表明する。

一 電子的手段によって契約を締結するために履践しなければならない各種の手順

二 申込みの相手方をして、契約の締結に先立ち、データの

入力において生じ得る誤りを確認し、これを訂正することを可能にする技術的方法

三 契約の締結のために提示される言語。その中には、フランス語を含んでいなければならない。

四 必要がある場合には、申込みの表意者による契約の保存方法及び保存された契約にアクセスするための条件

五 申込みをした者が、事業上及び商業上の準則に従おうとする場合には、その準則を電子的手段によって参照する方法

第一二二七―二条 契約は、申込みの相手方が終局的な承諾を表明するために注文を確認するに先立って、その者がその注文の詳細及びその総額を確認し、生じ得る誤りを訂正する可能性を有していたときでなければ、有効に締結されない。

申込みの表意者は、電子的手段によって、不当に遅滞することなく、その者に送られた注文の受領を通知しなければならない。

注文、申込みに対する承諾の確認及び受領通知は、それらが送られた当事者がアクセスすることができるようになった時に受領されたものとみなす。

第一二二七―三条 第一二二七―一条第一号から第五号まで並びに第一二二七―二条第一項及び第二項に掲げる債務は、電子

メールのやり取りのみによって締結される財物の供給又は役務の提供に関する契約については適用しない。

さらに、事業者間で締結される契約においては、第一二七―第一条第一号から第五号まで及び第一二七―二条の規定を適用しないことができる。

第一二七―四条 契約の締結又は履行にかかる普通郵便は、電子メールによって送信することができる。

発信の日付の付与は、電子的方法によって行い、その信頼性は、コンセイユ・データの議を経たデクレの定める要求を満たしたときは、反証がない限り推定される。

第一二七―五条 契約の締結又は履行にかかる書留郵便は、第三者が、当該第三者を特定し、送信者を示し、名宛人の同一性を担保し、かつ、郵便が名宛人に引き渡されたかどうかを証明することができる手続に従って発信することを条件として、電子メールによって送信することができる。

前項の郵便の内容は、送信者の選択により、第三者が紙面に印刷して名宛人に配付し、又は電子的手段によって名宛人に送ることができる。後者の場合において、名宛人が事業者ではないときは、その者がこの方法による送信を求め、又は従前のやり取りの過程でその使用を承諾していなければならない。

発信又は受領の日付の付与が電子的方法による場合におい

て、コンセイユ・データの議を経たデクレの定める要求を満たしたときは、その信頼性は、反証がない限り推定される。

受領の通知は、電子的手段又は送信者がそれを保存することができるその他あらゆる措置によって送信者に送ることができる。

この条の適用方法は、コンセイユ・データの議を経たデクレによって定める。

第一二七―六条 第一二五条及び第一二六条に定める場合のほか、電子的書面の交付は、名宛人がそれを認識することができるようになった後にその受領を通知した時に、その効力を生じる。

ある規定が名宛人に対して書面を読み上げなければならないことを定める場合には、第一項に定める条件に従ってその者に電子的書面を交付することは、読み上げに値する。

第二款 契約の有効性

第一二八条 契約の有効性には、以下のことがらが必要である。

- 一 当事者の同意
- 二 その者の契約を締結する能力
- 三 適法であり、かつ確定した内容

第一小款 同意

第一目 同意の存在

第一二九条 契約に有効に同意するためには、第四一四―一條に従つて、精神が健全でなければならぬ。

第二目 同意の瑕疵

第一一三〇条 錯誤、詐欺及び強迫は、それがなければ当事者の一方が契約を締結せず、又は実質的に異なる条件で契約を締結したであろうような性質のものであるときは、同意を瑕疵あるものにする。

錯誤、詐欺及び強迫の決定的性格は、その人及び同意が与えられた状況にかんがみて評価する。

第一一二一条 同意の瑕疵は、契約の相対無効の原因である。

第一一二二条 錯誤は、法に関するものでも、事実に関するものでも、なされるべき給付の本質的性質又は相手方の本質的性質に関するものである場合には、契約の無効原因である。ただし、それが宥恕されないものであるときは、この限りでない。

第一一三三条 給付の本質的性質とは、明示又は黙示に合意され、かつ、当事者がそれに着目して契約を締結した性質をいう。

錯誤は、一方当事者の給付に関するものでも、他方当事者の給付に関するものでも、無効原因である。

給付の性質についての射倖性の承認は、その性質に関する錯誤を排除する。

第一一三四条 相手方の本質的性質についての錯誤は、その人に着目して締結される契約においてでなければ、無効原因ではない。

第一一三五条 なされるべき給付又は相手方の本質的性質に関わらない、単なる動機に関する錯誤は、当事者が明示的にその者の同意の決定的要素としない限り、契約の無効原因ではない。ただし、惠与の動機に関する錯誤は、それがなければ表意者が処分をしなかつたであろうときは、無効原因である。

第一一三六条 当事者の一方が、給付の本質的性質について誤信することなしに、それについて不正確な経済的評価をするにすぎない価値に関する錯誤は、無効原因ではない。

第一一三七条 詐欺とは、一方の契約当事者が、術策又は虚偽の陳述によつて他方の契約当事者から同意を得る行為をいう。

一方の契約当事者が他方の契約当事者にとっての決定的性格を知っている情報についての、一方の契約当事者による意図的な秘匿も、詐欺となる。

第一一三八条 詐欺は、それが契約当事者の代理人、事務管理者、被用者又は請合人に由来する場合にも成立する。

詐欺が共謀した第三者に由来するときも、前項と同様とする。

第一一九条 詐欺によって生じた錯誤は、常に宥恕される。それは、給付の価値又は契約の単なる動機に関するものであっても、無効原因である。

第一四〇条 強迫は、一方の当事者が、その者の人身、財産又はその近親者のそれを著しい害悪にさらすおそれを抱かせる強制のもとで約務を負うときに存在する。

第一四一条 法的手段による威迫は、強迫とはならない。ただし、法的手段がその目的を逸脱し、又はそれが明らかに過大な利益を得るために援用され若しくは行使されるときは、この限りでない。

第一四二条 強迫は、一方当事者によってされたときも、第三者によってされたときも、無効原因である。

第一四三条 強迫は、当事者の一方が、その相手方が置かれた依存状態を濫用し、そのような強制がなければ引き受けなかったであろう約務をその者から得、かつ、そこから明らかに過大な利益を引き出すときにも存在する。

第一四四条 無効の訴権の期間は、錯誤又は詐欺の場合には、それらが発見された時からでなければ進行せず、強迫の場合には、それがやんだ時からでなければ進行しない。

第二小款 能力及び代理

第一目 能力

第一四五条 自然人はすべて、法律の定める無能力の場合を除き、契約を締結することができる。

法人の能力は、そのそれぞれに適用される準則を遵守する限りにおいて、その定款の定める目的を実現するのに有用な行為及びそれに付随する行為に制限される。

第一四六条 以下の者は、法律の定める限りにおいて、契約を締結することにつき無能力である。

一 解放されていない未成年者

二 第四二五条の意味における被保護成年者

第一四七条 契約を締結することについての無能力は、相対無効の原因である。

第一四八条 契約を締結することについて無能力である者であつても、通常の条件でそれが締結される限り、法律又は慣習によつて認められる日常の行為を単独ですることができる。

第一四九条 未成年者によつてされた日常の行為は、単なるレジオンによつて無効化することができる。ただし、レジオンが予見することのできない事象から生じたときは、無効とならない。

未成年者によつてされた、成年者である旨の単なる表示は、無効化を妨げない。

未成年者は、その事業の遂行において引き受けた約務を免れることはできない。

第一一五〇条 被保護成年者によつてされた行為は、第四三三条、第四六五条及び第四九四―九条によつて規律する。ただし、第一一四八条、第一一五一条及び第二三五―二四条の適用を妨げない。

第一一五一条 能力を有する契約当事者は、行為が被保護者にとつて有益であり、かつレジオンを免れていたこと、又は、そ

れが被保護者に利益を与えたことを証明して、自己に対して提起された無効の訴権を妨げることができる。

能力を有する契約当事者は、無効の訴権に対し、能力者となり又は能力を回復した相手方が行為を追認したことを対抗することもできる。

第一一五二条 訴権の時効は、以下に定める日から進行する。

- 一 未成年者が行つた行為に関しては、成年又は解放の日
- 二 被保護成年者が行つた行為に関しては、その者が改めてそれを有効に行うことができる状態にあつてそれを知つた日
- 三 後見若しくは保佐に付された者又は親族代理権の対象とされた者の相続人に関しては、あらかじめ進行を開始していなかつた場合には、死亡の日

第二目 代理

第一一五三条 法律による代理人、裁判による代理人、合意による代理人は、それらの者に与えられた権限の限度でなければ、行為することを基礎づけられない。

第一一五四条 代理人が、その権限の限度で本人の名及び計算において行為したときは、本人のみが、このようにして締結さ

れた約務について義務を負う。

代理人が、他人の計算において行為を表示しながら自己の名において契約したときは、代理人のみが相手方に対して約務を負う。

第一一五五条 代理人の権限は、包括的な文言によって定められたときは、保存行為及び管理行為にのみ及ぶ。

権限が特に定められているときは、代理人は、権限を与えられた行為及びそれに付随する行為でなければすることができない。

第一一五六条 代理人が権限なく又はその権限を越えてした行為は、本人に対抗することができない。ただし、相手方たる第三者が、特に本人の挙動又は言明を理由として代理人の権限の存在を正当に信頼したときは、この限りでない。

相手方たる第三者は、代理人によって権限なく又はその権限を越えて行為がされたことを知らなかったときは、その無効を援用することができる。

行為の対抗不能も無効も、本人がそれを追認した時からにはもはや援用することができない。

第一一五七条 代理人が本人を害してその権限を濫用した場合において、第三者が濫用を認識し、又はそれを知らないことが

あり得なかつたときは、本人は代理人がした行為の無効を援用することができる。

第一一五八条 自らが締結しようとしている行為に際して合意による代理人の権限の範囲について疑義をもつ第三者は、本人に対し、自らが定め、かつ合理的でなければならぬ期間内に、代理人がその行為を締結する権限を与えられていることを自己に対して確答することを、書面によって請求することができる。前項の書面には、この期間内に返答がなかつたときは、代理人はこの行為を締結する権限を与えられているとみなす旨を示さなければならない。

第一一五九条 法律又は裁判による代理の設定は、その期間内は、代理人に対して移転された権限を本人から奪う。合意による代理は、本人に権利行使の余地を残す。

第一一六〇条 代理人の権限は、その者が無能力となり、又は禁止を課される場合には、終了する。

第一一六一條 代理人は、契約の双方の当事者の計算において行為することも、自己の計算において本人と契約することもできない。

これらの場合においては、代理人がした行為は無効である。

ただし、法律がそれを許可し、又は本人がそれを許可し若しくは追認したときは、この限りでない。

第三小款 契約の内容

第一一六二条 契約は、その約定によつても、それがすべての当事者に認識されていたかどうかにかかわらずその目的によつても、公の秩序に反することができない。

第一一六三条 債務は、現在又は将来の給付を目的とする。

給付は、可能であり、かつ確定され又は確定することができ、ものでなければならぬ。

給付は、当事者の新たな合意を必要とすることなく、契約から、又は慣習若しくは当事者の従前の関係を参照することによつて帰結することができるときは、確定可能である。

第一一六四条 枠契約においては、当事者の一方が価格を一方に定めることを合意することができる。この場合において、異議があるときは、その当事者はその額につき理由を付さなければならぬ。

価格決定が濫用的にされた場合には、損害賠償を得、必要があるときは契約を解除するために提訴することができる。

第一一六五条 役務提供契約において、その履行に先立つ当事者の合意がない場合には、債権者が価格を定めることができる。この場合において、異議があるときは、債権者はその額につき理由を付さなければならぬ。価格決定が濫用的にされた場合には、損害賠償につき提訴することができる。

第一一六六条 給付の品質が契約によつて確定されておらず、又は確定することができないときは、債務者は、その性質、慣習及び対価の額を考慮して当事者の正当な期待に適合する品質の給付を提供しなければならぬ。

第一一六七条 価格又はその他あらゆる契約の要素が、存在せず、又は存在しなくなり若しくは利用することができなくなつた指標を参照して確定されなければならぬときは、その指標は、それに最も近い指標によつて代える。

第一一六八条 双務契約においては、給付の均衡の欠如は、契約の無効原因ではない。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第一一六九条 有償契約は、その成立時において、約務を負う者のために約された対価が名目的又は僅少であるときは、無効である。

第一一七〇条 債務者の本質的債務からその実質を奪う条項はすべて、書かれなかったものとみなす。

第一一七一条 附合契約においては、契約の当事者の権利と義務の間に著しい不均衡を生じさせる条項はすべて、書かれなかったものとみなす。

著しい不均衡の評価は、契約の主たる目的にも、給付に対する価格の相当性にも及ばない。

第三款 契約の方式

第一小款 一般規定

第一一七二条 契約は、原則として諾成的である。

例外的に、要式契約の有効性は、それがない場合には契約が無効となる、法律の定める方式の遵守に従う。ただし、治癒が可能なときは、これを妨げない。

さらに、法律は、一定の契約の成立を物の引渡しに従わせる。

第一一七三条 証明又は對抗のために要求される方式は、契約の有効性には影響を及ぼさない。

第二小款 電子的手段によって締結される契約に固有の規定

第一一七四条 契約の有効性のために書面が要求されるときは第一三六条及び第一三六七条に定める条件に従って、公署証書が要求されるときは第一三六九条第二項に定める条件に従って、それぞれ電子的方式で作製し、保存することができる。

約務を負う者自身による手書き記載が要求される場合において、その方式がその者自身によってなければそれを行うことができないうことを担保する性質を備えたものであるときは、電子的方式によってそれを記載することができる。

第一一七五条 以下に掲げる場合には、前条の規定は適用しない。

一 家族法及び相続法に関する私署証書

二 民事的であるか商事的であるかにかかわらず、人的又は物的担保に関する私署証書。ただし、ある者の事業上の必要のためにその者が行う場合は、この限りでない。

第一一七六条 紙面への記載が、読みやすさ又は提示方法に関する特別の条件に服するときは、電子的書面は、これと同等の要求に応じなければならない。

切り離すことができる書式の要求は、同じ方法によって書式にアクセスし、返信することを可能にする電子的方法によって満たされる。

第一一七七条 数個の写しでの送付の要求は、その書面が名宛人によって印刷することができるものである場合には、電子的手段によって満たされたものとみなす。

第四款 サンクシヨン

第一小款 無効

第一一七八条 その有効性のために求められる要件を充足しない契約は、無効である。無効は、裁判官が言い渡さなければならぬ。ただし、当事者が双方同意のうえでこれを確認する場合には、この限りでない。

無効となった契約は、初めから存在しなかったものとみなす。履行された給付は、第一三五二条から第一三五二―九条までに定める条件に従って原状回復を生じさせる。

契約の無効化とは別に、損害を被った当事者は、契約外責任の一般法の条件に従って、被った損害の賠償を請求することができる。

第一一七九条 無効は、違反された準則が一般利益の保護を目的とするものであるときは、絶対的である。

無効は、違反された準則が私的利益の保護のみを目的とするものであるときは、相対的である。

第一一八〇条 絶対無効は、利害関係を証明したすべての者及び共和国検事が請求することができる。

絶対無効は、契約の追認によって治癒することができない。

第一一八一条 相対無効は、法律が保護しようとする当事者でなければ請求することができない。

相対無効は、追認によって治癒することができる。

相対無効の訴権を有する者が数人ある場合には、その一人による放棄は、他の者による訴えを妨げない。

第一一八二条 追認とは、無効を援用することができる者がそれを放棄する行為をいう。この行為は、債務の目的及び契約を害する瑕疵を示ししなければならない。

追認は、契約締結の後でなければできない。

無効原因を認識して任意にした契約の履行は、追認に値する。強迫の場合には、追認は、強迫がやんだ後でなければできない。

追認は、対抗することができた攻撃防御方法及び抗弁の放棄をもたらず。ただし、第三者の権利を害しない。

第一一八三条 当事者の一方は、無効を援用することができる者に対し、六か月内に契約を追認するか、又は無効の訴えを提起するかを、書面によって請求することができる。これに応じな

い場合には訴権を失う。無効原因は、消滅していたことを要する。

前項の書面には、六か月の期限を経過する前に無効の訴権を行使しないときは、契約は追認されたものとみなす旨を明示的に示さなければならぬ。

第一一八四条 無効原因が契約の一個又は数個の条項のみに関わる時は、それは、その条項が当事者の双方又は一方の約務の決定的要素をなしていたときでなければ、行為全部の無効をもたらさない。

法律が条項を書かれなかったものとみなすとき、又は遵守されなかった準則の目的がその維持を要求するときは、契約は維持される。

第一一八五条 無効の抗弁は、いかなる履行も受けていない契約に関するものである場合には、時効にかからない。

第二小款 失効

第一一八六条 有効に成立した契約は、その本質的要素の一つが消滅した場合には、失効する。

同一の取引の実現のために数個の契約の履行が必要な場合において、その一つが消滅したときは、この消滅によって給付が

不能になった契約、及び、消滅した契約の履行が当事者の同意を決定つける条件であった契約は、失効する。

ただし、失効は、それを援用される当事者が、その同意を与えた時に、一体の取引の存在を認識していた場合でなければ生じない。

第一一八七条 失効は、契約を終了させる。

失効は、第一三五二条から第一三五二九条までに定める条件に従って原状回復を生じさせ得る。

第三節 契約の解釈

第一一八八条 契約は、その文言の字義に拘泥するよりもむしろ、当事者の共通の意図に従って解釈しなければならない。

この意図を発見することができないときは、契約は、合理的な者が同じ状況においてそれに与えるであろう意味に従って解釈しなければならない。

第一一八九条 ある契約のすべての条項は、それぞれにその行為全体の整合性を尊重する意味を与えるように、相互に解釈しなければならない。

当事者の共通の意図に従えば、数個の契約が同一の取引に資するときは、それらの契約は、その取引に従って解釈しなければ

ばならない。

第一一九〇条 疑いのあるときは、個別に交渉された契約は、債権者に不利に、債務者に有利に解釈し、附合契約は、それを提案した者に不利に解釈しなければならない。

第一九一条 ある条項が二つの意味にとれるときは、それに効果を生じさせるものが、それにいかなる効果も生じさせないものに優先する。

第一九二条 明瞭かつ明晰な条項を解釈することはできず、これに反する場合には変性となる。

第四節 契約の効果

第一款 当事者間における契約の効果

第一小款 拘束力

第一九三条 契約は、当事者相互の同意又は法律が認める原因によってしか、変更し又は撤回することができない。

第一九四条 契約は、そこに表明されることだけでなく、衡

平、慣習又は法律がそれに与えるすべての結果についても義務を負わせる。

第一九五条 契約締結時に予見することのできない事情変更が、その危険を引き受けることを承認していなかった当事者にとって履行を過分の費用のかかるものにした場合には、その当事者は相手方に対して、契約の再交渉を求めることができる。その当事者は、再交渉の間、債務の履行を継続しなければならない。

再交渉が拒絶され又は失敗した場合には、当事者は、その定める日付及び条件で契約の解除を合意すること、又は、双方同意のうえで裁判官に契約の調整を行うよう求めることができる。合理的な期間内に同意がない場合には、裁判官は、当事者の一方の求めにより、契約を改訂し、又はその定める日付及び条件で契約を終了させることができる。

第二小款 移転の効果

第一九六条 所有権の譲渡又はその他の権利の譲渡を目的とする契約において、移転は、契約締結時に生じる。

この移転は、当事者の意思、物の性質又は法律の効果によって、繰り延べることができる。

所有権の移転は、物についての危険の移転を伴う。ただし、

引渡債務の債務者は、第一三四四―二条に従い、かつ第一三五―
一条に定める準則（が適用される場合）を除いて、付遅滞
の時から再び危険を負担する。

第一一九七条 物の引渡債務は、引渡しまでの間、合理人のあ
らゆる注意を払ってその物を保存する債務を伴う。

第一一九八条 同一の有体動産の順次の譲受人が同一人からそ
の権利を取得したときは、その動産について先に占有を取得し
た者が、その権利が後れるものであったとしても、その者が善
意である限り、優先する。

同一の不動産上の権利の順次の譲受人が同一人からその権利
を取得したときは、公署方式により作成された取得権原証書を
不動産票函に先に公示した者が、その権利が後れるものであつ
たとしても、その者が善意である限り、優先する。

第二款 第三者に対する契約の効果

第一小款 一般規定

第一一九九条 契約は、当事者間にしか債務を創設しない。

第三者は、この款及び第四章第三節の規定（が適用される場
合）を除いて、契約の履行を請求することができず、その履行

を義務づけられることもない。

第一二〇〇条 第三者は、契約によって創設された法的状況を
尊重しなければならない。

第三者は、特にある事実を証明するために、契約によって創
設された法的状況を援用することができる。

第一二〇一条 当事者が秘匿契約（反対証書ともいう。）を隠
蔽する表見的契約を締結したときは、秘匿契約が当事者間で効
力を生じる。秘匿契約は第三者に対抗することができないが、
第三者はこれを援用することができる。

第一二〇二条 裁判所付属吏職の譲渡に関する協定において定
められた代金の増額を目的とする反対証書は、すべて無効であ
る。

代金の一部を隠蔽することを目的とする契約も、それが不動
産の売買、営業財産若しくは顧客の譲渡、賃借権の譲渡、又は
不動産の全部若しくは一部にかかる賃借予約上の利益、及び、
不動産、営業財産若しくは顧客を含む交換若しくは分割の差額
支払の全部又は一部に関するときは、すべて無効である。

第二小款 請合い及び他人のためにする約定

第一二〇三条 人は、自己のためでなければ、自己の名で債務を負うことはできない。

第一二〇四条 人は、第三者の所為を約束することによって、請合いをすることができる。

請合人は、約束された所為を第三者が実現した場合には、すべての債務から解放される。反対の場合には、請合人は、損害賠償の支払を命じられることがある。

請合いが約務の追認を目的とするときは、その約務は、請合いが署名された日付に遡って有効となる。

第一二〇五条 人は、他人のために約定することができる。

契約当事者の一方（要約者）は、他方（諾約者）に対して、第三者（受益者）のために給付を実現することを約束させることができる。受益者は将来の人であり得るが、精確に指名されるか又は約束の履行時に特定され得るのでなければならない。

第一二〇六条 受益者は、約定の時から、諾約者に対して給付への直接の権利を有する。

ただし、要約者は、受益者がそれを承諾していない限り、自由に約定を撤回することができる。

約定は、承諾が要約者又は諾約者に到達した時から、撤回不可能となる。

第一二〇七条 撤回は、要約者によって、又はその死後はその相続人によってしか、され得ない。要約者の相続人は、受益者に承諾を催告した日から三か月の期間が経過してからしか、撤回をすることができない。

撤回が新たな受益者の指名を伴わないときは、場合により、要約者又はその相続人が利益を受ける。

撤回は、受益者たる第三者又は要約者がそれを知った時から、効力を生じる。

撤回が遺言によってされたときは、それは死亡の時から効力を生じる。

当初指名されていた第三者は、その利益のためにされた約定により初めから利益を受けなかったものとみなす。

第一二〇八条 承諾は、受益者によって、又はその死後はその相続人によって、され得る。それは明示的でも黙示的でもあり得る。承諾は、要約者又は諾約者の死後にもされ得る。

第一二〇九条 要約者は自ら諾約者に対して、受益者に対するその約務の履行を請求することができる。

第三款 契約の期間

第一二二〇条 恒久的約務は禁止される。

契約当事者はそれぞれ、期間の定めのない契約について定められた条件に従って、恒久的約務を終了させることができる。

第一二二一条 契約が期間を定めずに締結されたときは、当事者はそれぞれ、契約上定められた予告期間、又は、それがない場合には合理的な予告期間を遵守することを条件として、いつでも契約を終了させることができる。

第一二二二条 契約が期間を定めて締結されたときは、当事者はそれぞれ、その期間が満了するまで、契約を履行しなければならぬ。

何人も、契約の更新を請求することはできない。

第一二二三条 契約は、その期間満了前に契約当事者の双方がその意思を表示した場合には、延長することができる。延長は、第三者の権利を害することができない。

第一二二四条 期間の定めのある契約は、法律の効果によって、又は当事者の合意によって、更新され得る。

更新は、先行する契約と同様の内容ではあるが期間の定めのない、新たな契約を生じさせる。

第一二二五条 期間の定めのある契約の期間が満了したが、契約当事者の双方がその契約上の債務の履行を継続するときは、黙示の伸張が認められる。これは、契約の更新と同じ効果を生じる。

第四款 契約の譲渡

第一二二六条 契約当事者の一方（譲渡人）は、相手方（被渡人）の同意を得て、その契約当事者たる資格を、第三者（譲受人）に譲渡することができる。

この同意は、特に将来の譲渡人と将来の被譲渡人との間で締結された契約については、事前に付与することができる。この場合、譲渡は、譲渡人と譲受人との間で締結された契約が被譲渡人に通知され又は被譲渡人がこれを確認したときに、被譲渡人に対して効力を生じる。

譲渡は書面によってしなければならないが、これに反する場合は無効である。

第一二二六一条 被譲渡人が明示的に同意した場合には、契約の譲渡は譲渡人を将来に向かって解放する。

それがない場合には、反対の条項があるときを除き、譲渡人は契約の履行について連帯して義務を負う。

第二二六―二条 譲受人は、無効、同時履行の抗弁、解除又は牽連する負債間の相殺その他負債に内在する抗弁を被譲受人に対抗することができる。譲受人は、譲渡人に個人的な抗弁を被譲渡人に対抗することはできない。

被譲渡人は、その者が譲渡人に対抗することができたすべての抗弁を譲受人に対抗することができる。

第二二六―三条 譲渡人が被譲渡人によって解放されない場合には、同意され得た担保は存続する。反対の場合には、第三者により同意された担保は、その者の同意を得なければ存続しない。

譲渡人が解放された場合には、その連帯共同債務者は、負債から譲渡人の負担部分を差し引いて、義務を負い続ける。

第五款 契約の不履行

第二二七条 約務が履行されず又は不完全に履行された者は、以下のことがらをすることができる。

- ― 自己の債務の履行を拒絶し又は履行を停止すること
- ― 債務の現実の履行の強制を訴求すること
- ― 代金の減額を求めること
- ― 契約の解除を生じさせること
- ― 不履行の結果の賠償を請求すること

両立不可能でないサンクションは競合し得る。損害賠償は常にそれに付加することができる。

第二二八条 債務者の制御が及ばず、契約締結時に合理的に予見することができず、かつその効果を適切な手段によって回避することができない事象が、債務者による債務の履行を妨げたときは、契約の分野における不可抗力が認められる。

障害が一時的である場合には、債務の履行は、その障害から生じる遅滞が契約の解除を正当化するのではない限り、停止される。その障害が終局的である場合には、契約は当然に解除され、当事者は第二三一条及び第二三五―一条に定める条件に従って、その債務から解放される。

第一小款 同時履行の抗弁

第二二九条 当事者の一方は、その債務が請求可能であったとしても、他方がその債務を履行せずかつその不履行が十分に重大である場合には、自己の債務の履行を拒絶することができる。

第二三〇条 当事者の一方は、相手方が期限に履行しないであらうことが明らかであり、かつその不履行の結果が自らにとって十分に重大である場合には、自己の債務の履行を停止する

ことができる。この停止は、直ちに通知されなければならない。

第二小款 現実の履行強制

第一二二二条 債務の債権者は、付遅滞の後、現実の履行を請求することができる。ただし、この履行が不能である場合又は債務者にとってのその費用と債権者にとってのその利益との間に明らかな不均衡が存在する場合は、この限りでない。

第一二二二条 付遅滞の後、債権者は、合理的な期間及び費用において、自ら債務を履行し、又は、裁判官の事前の許可に基づいて、債務に違反してなされたものを除去することもできる。債権者は債務者に対し、そのためにかかった費用の償還を請求

することができる。

債権者は、債務者がこの履行又は除去に必要な金額を前払するよう裁判上請求することもできる。

第三小款 代金の減額

第一二二三条 債権者は、付遅滞の後、契約の不完全な履行を認容して、代金の比例的減額を求めることができる。

債権者は、いまだ弁済していない場合には、代金減額の決断を直ちに通知しなければならない。

第四小款 解除

第一二二四条 解除は、あるいは解除条項の適用によって、あるいは十分に重大な不履行の場合には、債権者の債務者に対する通知又は裁判によって、生じる。

第一二二五条 解除条項は、その不履行が契約の解除を生じさせるところの約務を明らかにしなければならない。

解除は、不履行の事実のみによって生じることが合意されているのでない限り、付遅滞の不奏功を前提とする。付遅滞は、解除条項を明示的に示してする場合にしか、効果を生じない。

第一二二六条 債権者は、自らの責任において、通知によって契約を解除することができる。緊急の場合を除き、債権者はあらかじめ、約務を合理的な期間内に果たすことについて不履行債務者を遅滞に付さなければならない。

付遅滞は、債務者がその債務を果たさない場合には債権者は契約を解除することができることを明示的に示してしなければならない。

不履行が続くときは、債権者は債務者に対して、契約の解除及びそれを正当化する理由を通知する。

債務者はいつでも、解除を争うために提訴することができる。この場合、債権者は、不履行の重大性を証明しなければならない。

い。

第一二二七条 解除は、いかなる場合でも、裁判上請求することができる。

第一二二八条 裁判官は、状況に応じて、解除を確認し若しくは言い渡し、場合により債務者に期限を与えて契約の履行を命じ、又は損害賠償のみを付与することができる。

第一二二九条 解除は、契約を終了させる。

解除は、場合により、あるいは解除条項の定める条件で、あるいは債権者による通知を債務者が受領した日付で、あるいは裁判官の定める日付又はそれが無い場合には提訴の日に、効果を生じる。

解除された契約の完全な履行によってでなければ互いにした給付の有用性を見いだすことができなかつたときは、当事者は、互いに給付されたもののすべてを原状回復しなければならぬ。契約の相互の履行に応じて互いにした給付がその有用性を見いだしたときは、対価を受けなかつた最後の給付よりも前の時期については、原状回復されない。この場合、解除は、解約と呼ばれる。

原状回復は、第一三五二条から第一三五二―九条までに定める条件に従つてされる。

第一二三〇条 解除は、紛争解決に関する条項にも、守秘条項、競争禁止条項その他解除の場合であっても効力を生じるべき条項にも、影響を及ぼさない。

第五小款 契約の不履行から生じる損害の賠償

第一二二二条 損害賠償は、債務者が合理的な期間内に履行することにつきあらかじめ遅滞に付された場合にしか、義務づけられない。ただし、不履行が終局的な場合は、この限りでない。

第一二二二―一条 債務者は、必要がある場合には、あるいは債務の不履行を理由として、あるいは履行の遅滞を理由として、損害賠償の支払を命じられる。ただし、債務者が不可抗力により履行が妨げられたことを証明した場合は、この限りでない。

第一二二二―二条 債権者に支払われるべき損害賠償は、一般に、その者が被つた損失及びその者が得られなくなつた利益である。ただし、以下の例外及び変更については、この限りでない。

第一二二二―三条 債務者は、契約締結時に予見し又は予見することができた損害賠償についてしか義務を負わない。ただし、不履行が重大なフォート又は故意によるものであるときは、こ

の限りでない。

第一二三二―一四条 不履行が重大なフォート又は故意によるものである場合であっても、損害賠償は、不履行の直接の結果であるものしか含まない。

第一二三二―一五条 契約において、その履行を怠る者が損害賠償として一定の金額を支払う旨が定められているときは、他方当事者に対して、より多い金額もより少ない金額も付与することができない。

ただし、裁判官は、職権によっても、合意された違約金が明らかに過大又は僅少である場合には、それを減額し又は増額することができる。

約務が部分的に履行されたときは、裁判官は、職権によっても、合意された違約金を、部分的履行が債権者にもたらした利益に比例して、減額することができる。ただし、前項の適用を妨げない。

前二項に反する約定はすべて、書かれなかったものとみなす。違約金は、債務者が遅滞に付されたときにしか課されない。ただし、不履行が終局的な場合は、この限りでない。

第一二三二―一六条 金銭債務の支払の遅滞を理由とする損害賠償は、法定利率による利息であり、付遅滞から起算される。

この損害賠償は、債権者が何らの損失を証明する義務を負うことなしに、義務づけられる。

遅滞にある債務者が悪意によってその遅滞とは独立の損害を債権者に生じさせた場合には、債権者は、遅延賠償とは別個の損害賠償を得ることができる。

第一二三二―一七条 すべての場合について、補償金の支払を命じる判決は、請求がない場合や特別の判示項目がない場合であっても、法定利率による利息を含む。法律に反対の規定があるときを除き、この利息は判決の言渡しから起算される。ただし、裁判官が異なる判断をした場合は、この限りでない。

控訴審裁判官が損害の賠償のための補償金を付与する判断を単に維持した場合には、その補償金は当然に、第一審判決から起算する法定利率による利息を生じさせる。その他の場合には、控訴審で付与される補償金は、控訴審判決から起算する利息を生じさせる。控訴審裁判官は、常に、この項の規定を適用しないことができる。

第二小章 契約外責任 ※略

第三小章 その他の債務発生原因

第一三〇〇条 準契約は、専ら意思的な行為であって、そこか

ら権利なく利益を得た者の約務、及び、時として行為者の他人に対する約務を生じさせる。

この小章が規律する準契約は、事務管理、非償弁済及び不当利得である。

第一節 事務管理

第一三〇一条 他人の事務を、義務なく、その事務の本人の知らない間に又は本人に反対されることなく、自発的かつ有益に管理した者は、その管理にかかる法律行為及び事実行為の遂行にあたり、受任者の債務をすべて負う。

第一三〇一条 管理者は、事務管理にあたり、合理人としてのあらゆる注意を払わなければならない。管理者は、事務管理の本人又はその承継人が自ら管理にあたることのできるまで、管理を継続しなければならない。

裁判官は、管理者のフォート又は不注意を理由として事務管理の本人に支払われるべき補償金を、状況に応じて減額することができよう。

第一三〇一二条 その事務を有益に管理された本人は、管理者が本人の利益のために契約した約務を履行しなければならぬ。

その本人は、管理者に対し、本人の利益のためにされた支出を償還し、管理人が管理によって被った損害を補償する。

管理者が前払した金額は、支払の日から利息を生じる。

第一三〇一三条 本人による管理の追認は、委任に値する。

第一三〇一四条 他人の事務を引き受けることについて管理者が自ら利益を有することは、事務管理に関する準則の適用を妨げない。

この場合、約務の負担、支出及び損害は、共通の事務についてのそれぞれの利益に比例して分配される。

第一三〇一五条 管理者の行為が事務管理の要件を満たさないがその事務の本人の利益になった場合には、本人は、不当利得に関する準則に従って、管理者に補償しなければならない。

第二節 非償弁済

第一三〇二条 弁済はすべて、債務を前提とする。支払われるべきでないのに受領されたものは、原状回復されなければならない。

原状回復は、任意に支払われた自然債務については、認められない。

う義務を負う。

第一三〇二一条 自己に支払われるべきでないものを錯誤によつて、又は故意に受領した者は、不当な受領の相手方にそれを原状回復しなければならない。

第一三〇三一条 利得は、損失者による債務の実現にも、損失者の恵与の意図にも起因しないときは、不当である。

第一三〇二二条 他人の債務を錯誤によつて、又は強制されて弁済した者は、債権者に対して原状回復を求めて提訴することができる。ただし、この権利は、債権者が、弁済の後に、その証書を破棄し、又はその債権を担保していた担保を放棄した場合には、消滅する。

第一三〇三二条 損失が、損失者が自らの利益のためにした行為に起因する場合には、補償は認められない。
裁判官は、損失が損失者のフォートに起因する場合には、補償を減額することができる。

原状回復は、錯誤によつて債務を弁済された者に対しても、請求することができる。

第一三〇三三条 損失者が別の訴権を有するとき、又は当該訴権が時効その他の法的障害に直面しているときは、損失者は、不当利得に基づく訴権を有しない。

第一三〇二三条 原状回復は、第二三五二条から第二三五二条までに定める準則に服する。

原状回復は、弁済がフォートに起因する場合には、縮減することができる。

第一三〇三四条 支出の日において認められる損失、及び、

請求の日において残存している利得は、判決の日において評価される。利得者が悪意の場合は、支払われるべき補償金はこれら二つの価値のうちより高い方と同額である。

第三節 不当利得

第四章 債務に関する一般的制度

第一三〇三条 事務管理及び非償弁済の場合以外に、他人を害して不当な利得を得た者は、それにより損失を被った者に対して、利得と損失の価値のうちより低い方と同額の補償金を支払

第一節 債務の態様

第一款 条件付債務

第一三〇四条 債務は、将来の不確実な事象にかかるときは、条件付きである。

条件は、その成就が債務を無条件のものとするときは、停止条件である。

条件は、その成就が債務の消滅をもたらすときは、解除条件である。

第一三〇四一条 条件は適法でなければならない。適法でない場合には、債務は無効である。

第一三〇四二条 債務者の意思のみにその実現をからしめる条件のもとで負担された債務は、無効である。この無効は、債務が事情を知って履行されたときは、援用することができない。

第一三〇四三条 停止条件は、それについて利益を有する者がその成就を妨げた場合には、成就したものとみなす。

解除条件は、それについて利益を有する者によってその成就が引き起こされた場合には、成就しなかったものとみなす。

第一三〇四四条 当事者は、自己のためだけに定められた条

件を、それが成就しない限り、自由に放棄することができる。

第一三〇四五条 停止条件が成就する前であっても、債務者は、債務の適切な履行を妨げるすべての行為をしてはならない。債権者は、すべての保存行為をすることができ、債務者が債権者の権利を詐害してした行為を攻撃することができる。

弁済されたものについては、停止条件が成就しない限り、返還を請求することができる。

第一三〇四六条 債務は、停止条件の成就の時から、無条件のものとなる。

ただし、当事者は、条件の成就が契約の日に遡ることを定めることができる。債務の目的物にかかる危険は、それでもなお債務者負担のままであり、債務者は、条件が成就するまで、目的物を管理し、果実を取収する権利を有する。

債務は、停止条件が成就しない場合には、初めから存在しなかったものとみなす。

第一三〇四七条 解除条件の成就は、債務を遡及的に消滅させる。ただし、保存行為及び管理行為がされていた場合には、その効力は失われない。

遡及効は、これを生じない旨の当事者の合意がある場合又は契約の相互の履行に応じて互いにした給付がその有用性を見い

だした場合には、生じない。

第二款 期限付債務

第一三〇五条 債務は、それが請求可能となる時期が将来の確実な事象の到来まで繰り延べられるときは、その日付が不確定であつても、期限付きである。

第一三〇五―一条 期限は明示的でも黙示的でもあり得る。

合意がない場合には、裁判官は、債務の性質及び当事者の状況を考慮して、期限を定めることができる。

第一三〇五―二条 期限付きでのみ義務づけられているものは、期限の到来前に請求することができないが、期限の到来前に弁済されたものについては、返還を請求することができない。

第一三〇五―三条 期限は、法律、当事者の意思又は状況から、債権者又は両当事者のために付されたものであることが帰結されない限り、債務者の利益のためのものである。

期限が専らその者のために定められた当事者は、相手方の同意なしに、これを放棄することができる。

第一三〇五―四条 債務者は、約束した担保を債権者に提供せ

ず、又は債務に付された担保を減少させる場合には、期限の利益を主張することができない。

第一三〇五―五条 債務者の一人について生じた期限の利益の喪失は、共同義務者（連帯共同義務者も含む）に対抗することができない。

第三款 複数の債務

第一小款 目的の複数

第一目 結合債務

第一三〇六条 債務は、数個の給付を目的とし、かつ、その全部の履行のみが債務者を解放するときは、結合的である。

第二目 選択債務

第一三〇七条 債務は、数個の給付を目的とし、かつ、そのうちの一つの履行が債務者を解放するときは、選択的である。

第一三〇七―一条 数個の給付の間における選択権は、債務者に属する。

選択権が、合意された期限まで又は合理的な期間内に行使されない場合には、相手方は、付遅滞の後に、選択権を行使し、又は契約を解除することができる。

選択権の行使は終局的であり、債務の選択的性格を失わせる。

第一三〇七一二条 選択された給付の履行不能は、それが不可抗力事由に起因する場合には、債務者を解放する。

第一三〇七一三条 選択を知らせなかった債務者は、数個の給付のうちの一つが履行不能となった場合には、他の給付のうちの一つを履行しなければならぬ。

第一三〇七一四条 選択を知らせなかった債権者は、数個の給付のうちの一つが不可抗力事由によって履行不能となった場合には、他の給付のうちの一つで満足しなければならぬ。

第一三〇七一五条 債務者は、すべての給付が不能となった場合には、給付のそれぞれについて、不能が不可抗力事由に起因するときでなければ、解放されない。

第三目 任意債務

第一三〇八条 債務は、ある一定の給付を目的とするが、債務

者が解放されるために他の給付を提供する権限を有するときには、任意的である。

任意債務は、初めに合意された給付の履行が不可抗力によって不能となった場合には、消滅する。

第二小款 当事者の複数

第一三〇九条 複数の債権者又は債務者を結び付ける債権債務関係は、これらの間で、当然に分割される。分割は、複数の債権者又は債務者（連帯債権債務関係にある場合も含む）の相続人の間でも、生じる。分割は、法律又は契約による別段の定めがない場合には、等分である。

各債権者は、共通の債権の持分についてしか権利を有しない。各債務者は、共通の負債の負担部分についてしか義務を負わない。

ただし、債権者間又は債務者間の関係において、債権債務に連帯関係があり、又はなされるべき給付が不可分である場合は、この限りでない。

第一目 連帯債権債務

第一三一〇条 連帯は、法律によることも合意によることもあり得る。連帯は推定されない。

第一三二一条 債権者間の連帯によつて、各債権者は、債権の全部の弁済を請求し、受領することができる。債権者の一人に対してされた弁済は、他の債権者のためにされたものであり、すべての債権者に対して債務者を解放する。

債務者は、連帯債権者の一人から訴求されていない限り、いずれの連帯債権者に対して弁済してもよい。

第一三二二条 連帯債権者の一人との関係で時効を中断し、又は停止させる行為はすべて、他の債権者の利益になる。

第一三二三条 債務者間の連帯は、各債権者に、負債の全部について債務を負わせる。債務者の一人がした弁済は、債権者に対してすべての債務者を解放する。

債権者は、自らが選択した連帯債務者に対して、弁済を請求することができる。連帯債務者の一人に対する訴求は、債権者が他の債務者に対しても同様に訴求することを妨げない。

第一三二四條 連帯債務者の一人に対してされた利息の請求は、すべての債務者に対する利息を発生させる。

第一三一五條 債権者から訴求された連帯債務者は、無効又は解除その他共同債務者全員に共通の抗弁、及び自己に個人的な抗弁を対抗することができる。この債務者は、期限の付与その

他の共同債務者に個人的な抗弁を対抗することはできない。ただし、その債務者は、他の共同債務者に個人的な抗弁(特に相殺又は負債の免除の場合)がその負担部分を消滅させたときは、これを援用して負債の総額から差し引くことができる。

第一三一六條 債権者は、連帯共同債務者の一人から弁済を受領し、かつその者に連帯の免除を同意した場合には、免責した債務者の負担部分を差し引いて、他の債務者に対する債権を保持する。

第一三一七條 連帯共同債務者間では、各債務者は、その負担部分についてしか負債を分担しない。

自己の負担部分を超える弁済をした債務者は、他の債務者に対して、各自の負担部分の割合に応じて求償権を有する。

連帯共同債務者の一人に資力がない場合には、その者の負担部分は、弁済者及び連帯の免除を得た者も含めて、資力のある共同債務者の間で、負担部分に応じて分担する。

第一三一八條 負債が連帯共同債務者の一人しか関与しない取引から生じる場合には、その債務者のみが、他の債務者に対して、その負債について義務を負う。その債務者が弁済した場合には、その債務者は他の共同債務者に対していかなる求償権も有しない。他の共同債務者が弁済した場合には、他の共同債務

者はその債務者に対して求償権を有する。

第一三一九条 連帯共同債務者は、債務の不履行について、連帯して責任を負う。その責任は、不履行が帰せられる共同債務者が終局的に負担する。

第二目 不可分給付を目的とする債権債務

第一三二〇条 性質上又は契約によつて不可分な給付を目的とする債務の各債権者は、その全部の弁済を請求し受領することができるが、他の債権者に知らせなければならない。各債権者は、単独で、債権を処分することも、物の代わりに価額を受領することもできない。

不可分債務の各債務者は、その全部について義務を負うが、他の債務者に対して、負担部分に応じて求償権を有する。

これらの債権者又は債務者の各相続人についても、前二項と同様とする。

第二節 債権債務を対象とする取引

第一款 債権の譲渡

第一三二一条 債権の譲渡とは、債権者（譲渡人）が、債務者

（被譲渡人）に対するその債権の全部又は一部を、第三者（譲受人という。）に、有償又は無償で移転する契約をいう。

債権の譲渡は、一個又は数個の、現在の又は将来の、確定され又は確定することができる債権を目的とすることができる。

債権の譲渡は、債権に付随するものに及ぶ。

債務者の同意は、要求されない。ただし、その債権について譲渡禁止の特約が結ばれた場合は、この限りでない。

第一三二二条 債権の譲渡は書面によつてしなければならないが、これに反する場合は無効である。

第一三二三条 当事者間では、債権の移転は、行為の日付で生じる。

債権の移転は、その時から、第三者に対抗することができる。

争いがある場合には、譲渡の日付の証明は譲受人が負担し、譲受人はあらゆる方法によつてそれを証明することができる。

ただし、将来債権の移転は、当事者間でも第三者との関係において、その発生の日にしか生じない。

第一三二四条 債権の譲渡は、債務者がまたそれに同意していない場合には、それが債務者に通知されるか又は債務者がそれを確認しなければ、債務者に対抗することができない。

債務者は、無効、同時履行の抗弁、解除又は牽連する負債間

の相殺その他その負債に内在する抗弁を譲受人に対抗することができる。債務者はまた、期限の付与、負債の免除又は牽連しない負債間の相殺その他その譲渡が対抗可能となる前に譲渡人との関係から生じた抗弁も対抗することができる。

譲渡人と譲受人は譲渡によつて生じるすべての追加費用について連帯して義務を負い、債務者はこれを前払する義務を負わない。反対の条項があるときを除き、これらの費用は、譲受人が負担する。

第一三二五条 一つの債権について順次の譲受人が競合する場合には、日付において先んじた者に有利に解決される。その者は、債務者が他の者に弁済していた場合には弁済を受けた者に対して償還請求権を有する。

第一三二六条 債権を有償で譲渡する者は、その債権及びそれに付随するものの存在を担保する。ただし、譲受人が自己の責任においてその債権を取得した場合又は譲受人がその債権の不確実性を認識していた場合は、この限りでない。

債権を有償で譲渡する者は、それを約したときにしか、かつ、譲渡人がその債権の譲渡から引き出すことができた代金を限度としてしか、債務者の資力について責任を負わない。

譲渡人が債務者の資力を担保した場合、この担保は、その時の資力しか及ばない。ただし、この担保は、譲渡人がそのこ

とを明示したことを条件として、弁済期の資力に及ぶことができる。

第二款 負債の譲渡

第一三二七条 債務者は、債権者の同意を得て、その負債を譲渡することができる。

第一三二七―一条 債権者が負債の譲渡についてあらかじめ同意を与えていた場合又は譲渡に関与しなかった場合には、債権者は、負債の譲渡が債権者に通知された日又は負債の譲渡を確認した時からでなければ、負債の譲渡を対抗され、又はそれを援用することができない。

第一三二七―二条 債権者が明示的に同意した場合には、前債務者は、将来に向かって解放される。それがない場合には、反対の条項があるときを除き、前債務者は、負債の弁済について連帯して義務を負う。

第一三二八条 新債務者及び、前債務者も義務を負い続ける場合には、前債務者は、無効、同時履行の抗弁、解除又は牽連する負債間の相殺その他その負債に内在する抗弁を債権者に対抗することができる。各人は、自己に個人的な抗弁を対抗するこ

ともできる。

第一三二八―一条 前債務者が債権者によって免責されない場合には、担保は存続する。反対の場合には、第三者により同意された担保は、その者の同意を得なければ存続しない。譲渡人が免責された場合には、その連帯共同債務者は、負分から譲渡人の負担部分を差し引いて、義務を負い続ける。

第三款 更改

第一三二九条 更改とは、更改によって創設される新たな債務をもって、更改によって消滅する債務に置き代えることを目的とする契約をいう。

更改は、同一当事者間での債務の代置によって、債務者の交替によって、又は債権者の交替によって行うことができる。

第一三三〇条 更改は、推定されない。更改を行う意思は、行為から明確に帰結されなければならない。

第一三三一条 更改は、旧債務及び新債務がともに有効でなければ生じない。ただし、更改が有効な約務をもって瑕疵ある約務に置き代えることを目的とすることが表示されている場合は、この限りでない。

第一三三二条 債務者の交替による更改は、原債務者の協力を得ずに行うことができる。

第一三三三条 債権者の交替による更改は、債務者の同意を要する。債務者は、新債権者が原債権者によって指名されることをあらかじめ承諾することができる。

更改は、行為の日付で第三者に対抗することができる。更改の日付に争いがある場合には、その証明は新債権者が負担し、新債権者はあらゆる方法によってそれを証明することができる。

第一三三四条 旧債務の消滅は、債務に付随するものすべてに及ぶ。

例外的に、旧債務に付された担保は、担保提供者たる第三者の同意を得て、新債務の担保として留保することができる。

第一三三五条 債権者と連帯共同債務者の一人との間で合意された更改は、他の債務者を解放する。

債権者と保証人との間で合意された更改は、主たる債務者を解放しない。更改は、その債務が更改の対象となった保証人の負担部分について、他の保証人を解放する。

第四款 指図

第一三三六条 指図とは、ある者（指図人）が他の者（被指図人）をして第三者（指図受取人）に対する債務を負担せしめ、指図受取人が被指図人を債務者として承認することを内容とする取引をいう。

被指図人は、反対の約定があるときを除き、その者と指図人との関係又は指図人と指図受取人との関係から生じるいかなる抗弁も指図受取人に対抗することができない。

第一三三七条 指図人が指図受取人の債務者であり、かつ、指図受取人の、指図人を免責する意思が行為から明示的に帰結されるときは、指図は、更改を生じる。

ただし、指図人が被指図人の将来の資力を担保することを明示的に約した場合又は被指図人が指図時に負債の決済手続に服していた場合は、指図人は、義務を負い続ける。

第一三三八条 指図人が指図受取人の債務者であり、しかし指図受取人が指図人の負債を免責していないときは、指図は、指図受取人に第二の債務者を与える。

二人の債務者のうちの一方によってされた弁済は、その額について、他方を解放する。

第一三三九条 指図人が被指図人の債権者であるときは、その債権は、被指図人の指図受取人に対する債務の履行によってしか、かつ、その額についてしか消滅しない。

それまでは、指図人は、被指図人の約務を超える部分についてしか、被指図人に弁済を請求することも被指図人から弁済を受領することもできない。指図人は、指図受取人に対する自己の債務を履行することによってしか、その権利を回復しない。

指図人の債権の譲渡又は差押えは、前二項の制限のもとでしか、効力を生じない。

前三項の規定にかかわらず、指図受取人が指図人を解放した場合には、被指図人自身は、指図受取人に対する自己の約務の額について、指図人との関係で解放される。

第一三四〇条 自己に代わって弁済するために指名される者について債務者が行う単なる指示は、更改も指図ももたらさない。自己のために弁済を受領するために指名される者について債権者が行う単なる指示についても同様とする。

第三節 債権者が行使し得る訴権

第一三四一条 債権者は、債務の履行を求める権利を有する。債権者は、法律の定める条件に従って、債務者にそれを強制することができる。

第一三四一―一条 財産的性格を有する債務者の権利及び訴権の行使における債務者の懈怠がその債権者の権利を危殆化するときは、債権者は、債務者の一身に専属するものを除き、それらその債務者に代わって行使することができる。

第一三四一―二条 債権者は、その債務者が債権者の権利を詐害してした行為について自己に対抗することができない旨の宣言を得るために、自己の名において提訴することもできる。その行為が有償である場合には、債権者は、「債務者の」相手方たる第三者が詐害を知っていたことを証明する責任を負う。

第一三四一―三条 法律の定める場合において、債権者は、自己の債務者の債務者に対して、その債権の弁済を求めて直接提訴することができる。

第四節 債務の消滅

第一款 弁済

第一小款 一般規定

第一三四二条 弁済とは、なされるべき給付の任意の履行をいう。

弁済は、負債が請求可能になった時に、直ちにされなければならない。

弁済は、債務者を債権者から解放し、負債を消滅させる。ただし、法律又は契約が債権者の権利に対する代位を定めるときは、この限りでない。

第一三四二―一条 弁済は、それを義務づけられていない者もすることができる。ただし、債権者がこれを正当に拒絶するとき、この限りでない。

第一三四二―二条 弁済は、債権者又はその受領のために指名された者に対してされなければならない。

受領する資格のない者に対してされた弁済であっても、債権者がこれを追認し、又はそれによって利益を得た場合には、有効である。

契約を締結することについて無能力の債権者に対してされた弁済は、債権者がそれによって利益を得ない場合には、有効とならない。

第一三四二―三条 表見債権者に対して善意でされた弁済は、有効である。

第一三四二―四条 債権者は、給付が可分である場合であつて

も、一部弁済を拒絶することができる。

債権者は、自己に給付されるべきものと別のものを弁済として受領することを承諾することができる。

第一三四二二五条 特定物を引き渡す債務の債務者は、債権者に対してその物を現状で引き渡すことによって、解放される。

ただし、損傷があるときは、債務者は、それが債務者の所為又は債務者が責任を負うべき者の所為によらないことを証明しなければならぬ。

第一三四二一六条 法律、契約又は裁判官による別段の指定のない限り、弁済は債務者の住所でされなければならない。

第一三四二一七条 弁済にかかる費用は、債務者の負担とする。

第一三四二一八条 弁済は、あらゆる方法によって証明される。

第一三四二一九条 債権者が債務者に対して、その債権の証書についての私署の原本又は執行力ある写しを任意に返還することとは、解放の単純推定に値する。

連帯共同債務者の一人に対して前項の返還をするときは、全員に対して、前項と同様とする。

第一三四二一〇条 数個の負債の債務者は、弁済する時に、その者が消滅させようとする負債を指定することができる。

債務者による指定がない場合には、以下のように充当される。まず期限の到来した負債に充当され、期限の到来した債務の中では、債務者のために弁済の利益が最も大きいものに充当される。利益が相等しい場合には、最も古いものに充当される。すべての事由が相等しい場合には、割合的に充当される。

第二小款 金銭債務に関する特別

第一三四三一条 金銭債務の債務者は、名目上の金額の支払によって解放される。

支払うべき金員の額は、スライド方式のインデクセーションの作用に応じて変動し得る。

価値債務の債務者は、数額確定により定まる金額の支払によって解放される。

第一三四三二一条 金銭債務に利息が付されているときは、債務者は、元本と利息を支払うことによって解放される。一部弁済は、まず利息に充当される。

利息は、法律によって付与され、又は契約において定められる。約定利率は、書面によって定められなければならない。利息は、別段の定めのない限り、年利とみなす。

第一三四三—二条 期限の到来した利息は、少なくとも満一年義務づけられた場合において、契約がこれを定め、又は裁判がこれを定めるときは、利息を生じさせる。

第一三四三—三条 フランスにおける金銭債務の弁済は、ユーロによってしなければならない。ただし、弁済は、その他の通貨建の債務が、国際的契約又は外国判決に基づくものである場合には、その他の通貨によってすることができる。

第一三四三—四條 法律、契約又は裁判官による別段の指定のない限り、金銭債務の弁済の場所は、債権者の住所とする。

第一三四三—五條 裁判官は、債務者の状況を考慮し、かつ、債権者の必要性を考慮して、支払われるべき金銭の弁済を、二年の限度で、延期し又は分割払いとすることができる。

裁判官は、理由を付した特別の決定によって、延期された弁済期に相当する金銭について、法定利率以下に縮減された率の利息を生じさせること、又は弁済がまず元本に充当されることを命じることができる。

裁判官は、これらの措置を講じるにあたって、債務者が負債の弁済を容易にし、又は、担保するための行為をしたことを考慮することができる。

裁判官の決定は、債権者によってされ得る執行手続を停止さ

せる。遅滞の場合に予定されていた利息の増額又は違約金は、裁判官の定める期間中は生じない。

前四項に反する約定はすべて、書かれなかったものとみなす。この条の規定は、扶養に関する負債には適用されない。

第三小款 付遅滞

第一目 債務者の付遅滞

第一三四四條 債務者は、あるいは催告手続又は十分な督促を含む行為によって、あるいは契約がそれを定める場合には、債務が請求可能であることのみによって、遅滞に付される。

第一三四四—一條 金銭債務を支払う旨の付遅滞は、債権者が損害を証明する義務を負うことなしに、法定利率による遅延利息を発生させる。

第一三四四—二條 物を引渡す旨の付遅滞は、すでに債務者が危険を負担しているのでない限り、危険を債務者の負担とする。

第二目 債権者の付遅滞

第一三四五條 債権者が、弁済期に、正当な理由なく、自己に

対してなされるべき弁済の受領を拒絶し、又はその受領を自己の所為によつて妨げるときは、債務者は、その弁済を受け、又は可能とすることに於いて、債権者を遅滞に付すことができる。

債権者の付遅滞は、債務者によつて支払われるべき利息の発生を停止し、既に債務者が危険を負担しているのでない限り、物の危険を債権者の負担とする。ただし、債務者に重大なフォルト又は故意がある場合は、この限りでない。

債権者の付遅滞は、時効を中断しない。

第一三四五―一条 債務者は、受領遅滞が付遅滞から二か月の間に解消されない場合において、債務が金銭を目的とするときは、これを預金供託公庫に供託することができ、債務が物の引渡しを目的とするときは、専門の保管者にこれを係争物寄託することができる。

物の係争物寄託が不可能であるか過分の費用を要する場合には、裁判官は、その物の任意売却又は公開の競り売りを許可することができる。その代金は、売却にかかる費用を差し引いて、預金供託公庫に供託される。

供託又は係争物寄託は、それが債権者に通知された時から、債務者を解放する。

第一三四五―二条 債務が他のものを目的とするときは、債務者は、付遅滞から二か月の間に受領遅滞が解消されなければ、

解放される。

第一三四五―三条 付遅滞にかかる費用及び供託又は係争物寄託にかかる費用は、債権者の負担とする。

第四小款 代位を伴う弁済

第一三四六条 代位は、弁済について正当な利益を有する者による弁済が負債の全部又は一部を終局的に負担すべき者を債権者に対して解放するとき、その弁済者のために、法律の効果のみによつて生じる。

第一三四六―一条 合意による代位は、第三者の弁済を受領した債権者が、この者を債務者に対する自己の権利について代位させるときに、債権者の発意によつて生じる。

この代位は明示的にされなければならない。

合意による代位は、先行する行為において、被代位者がその相手方を弁済の時に自己に代位させる意思を表示していない限り、弁済と同時に合意されなければならない。代位と弁済の同時性は、あらゆる方法によつて証明することができる。

第一三四六―二条 代位は、自己の負債を弁済するために金銭を借り入れた債務者が、債権者の協力を得て貸主を債権者の権

利について代位させるときにも、生じる。この場合、代位は明示的にされなければならず、債権者によって付与される受領証書は、資金の出所を示していなければならない。

代位は、負債の期限が到来し又は期限が債務者のためにある場合には、債権者の協力を得ずに合意することができる。この場合、借入証書及び受領証書は公証人の面前で作成されなければならない、借入証書においては、金銭が弁済のために借り入れられたことが、受領証書においては、新たな債権者がそのために供与した金銭によって弁済されたことが、表示されなければならない。

第一三四六―三三三 代位は、債権者が一部しか弁済を受けていないときは、債権者を害することができない。この場合、債権者は、一部しか弁済していない者に優先して、自己に支払われるべきものについてその権利を行使することができる。

第一三四六―四四 代位は、債権者の一身に専属する権利を除き、債権及びそれに付随するものを、代位の利益を受ける者に、その者が弁済した限度で移転する。

ただし、代位者は、債務者と新たな利息を合意していない場合には、付遅滞の時から法定利息についてしか権利を有しない。この利息は、債権に付された担保によって担保される。担保が第三者によって設定された場合において、第三者が当初の

約務を超えて責任を負うことに同意していないときは、当初の約務の限度で担保される。

第一三四六―五五 債務者は代位を知った時から代位を援用することができるが、代位は、債務者に通知され、又は債務者がこれを確認した場合にしか、債権者に対抗することができる。

代位は、弁済の時から第三者に対抗することができる。

債務者は、無効、同時履行の抗弁、解除又は牽連する負債間の相殺その他その負債に内在する抗弁を、代位債権者に対抗することができる。債務者はまた、期限の付与、負債の免除又は牽連しない負債間の相殺その他その代位が債務者に対抗可能となる前に被代位者との関係から生じた抗弁を、代位債権者に対抗することができる。

第二款 相殺

第一小款 通則

第一三四七条 相殺とは、二人の者の間における相互の債務を同時に消滅させることをいう。

相殺は、援用されることを条件として、対当額について、その要件が充足された日付で生じる。

第一三四七―一条 次の小款に定める規定を除き、相殺は、代替可能で、特定され、数額が確定し、請求可能な二つの債務の間でしか、生じない。

金銭債務は、異なる通貨であつても換算可能である場合には、代替可能である。一定量の同種の物を目的とする債務も、代替可能である。

第一三四七―二条 差押禁止債権及び寄託物、使用貸借の目的物又は所有者が不当に奪われた物の返還債務は、債権者がこれに同意する場合にしか、相殺することができない。

第一三四七―三条 恩恵的猶予は、相殺を妨げない。

第一三四七―四条 相殺可能な数個の負債がある場合には、弁済充当に関する準則を準用する。

第一三四七―五条 債権譲渡について異議をとどめないで確認した債務者は、譲渡人に対抗することができた相殺を、譲受人に対抗することができない。

第一三四七―六条 保証人は、債権者と主たる債務者の間で生じた相殺を、債権者に対抗することができる。

連帯共同債務者は、債権者と共同債務者の一人の間で生じた

相殺を、その債務者の負担部分を負債全体から差し引くために、援用することができる。

第一三四七―七条 相殺は、第三者によつて取得された権利を害しない。

第二小款 特則

第一三四八条 相殺は、債務の一方が、特定されているが、いまだ数額確定されず、又は請求可能でない場合であつても、裁判によつて言い渡すことができる。この場合、裁判官が異なる判断をしたときを除き、相殺は、裁判の日付でその効果を生じる。

第一三四八―一条 裁判官は、牽連する負債の相殺を、債務の一方が数額確定されておらず、又は請求可能でないことのみを理由に、拒絶することはできない。

この場合、相殺は、債務の一方が先に請求可能となつた日に生じたものとみなす。

第一項の場合、債務の一方について第三者が権利を取得したことは、その債務者が相殺を対抗することを妨げない。

第一三四八―二条 当事者は、相互に有する現在又は将来のあ

らゆる債務について、相殺によって消滅させることを自由に合意することができる。この相殺は、合意の日付で、又は将来の債務については両債務が同時に存在する日付で、その効果を生じる。

第三款 混同

第一三四九条 混同は、同一の債務の債権者の地位と債務者の地位が同一の人に帰することによって生じる。混同は、債権及びそれに付随するものを消滅させる。ただし、第三者によって、又は第三者に対して既に取得された権利は、消滅しない。

第一三四九一条 複数の債務者又は複数の債権者の間に連帯関係があり、かつ、混同がそれらのうちの一人にしか生じないときは、他の者に対しては、その者が負担し又は権利を有する部分についてしか、消滅しない。

保証された債務について混同が生じたときは、保証人（連帯保証人も含む。）は解放される。混同が複数の保証人の一人の債務について生じたときは、主たる債務者は、解放されない。他の連帯保証人は、当該保証人の負担部分について解放される。

第四款 負債の免除

第一三五〇条 負債の免除とは、債権者が債務者をその債務から解放する契約をいう。

第一三五〇一条 連帯共同債務者の一人に対して認められた負債の免除は、この者の負担部分について、他の債務者を解放する。

連帯債権者の一人のみによってなされた負債の免除は、この債権者が権利を有する部分についてしか、債務者を解放しない。

第一三五〇二条 主たる債務者に対してされた負債の免除は、保証人（連帯保証人も含む。）を解放する。

連帯保証人の一人に対してされた免除は、主たる債務者を解放しないが、この保証人の負担部分について、他の連帯保証人を解放する。

債権者が保証の免責のために保証人から受領したものは、負債に充当しなければならず、それに比例して主たる債務者を免責する。他の保証人は、解放された保証人の負担部分、又は保証人が給付した価値が当該保証人の負担部分を超える場合には、その価値を差し引いてしか、義務を負い続ける。

第五款 履行不能

第一三五一条 給付の履行不能は、それが不可抗力事由に起因

し、かつ、終局的であるときは、その部分について債務者を解放する。ただし、債務者がこれについて責任を負うことを合意し、又は債務者がすでに遅滞に付されていた場合は、この限りでない。

第一三五一一一条 遅滞に付された債務者であっても、履行不能が給付されるべき物の滅失から生じる場合において、この滅失が、たとえ債務が履行されていたとしても同様に生じていたことを証明したときは、解放される。

この場合、債務者は、その物に付着する権利及び訴権を債権者に譲渡しなければならない。

第五節 原状回復

第一三五二二条 金銭以外の物の原状回復は、現物によつてされ、それが不可能なときは、原状回復の日に評価される価値によつてされる。

第一三五二二一条 物を原状回復する者は、その価値を減少させた毀損及び損傷について責任を負う。ただし、その者が善意であり、かつ、その毀損又は損傷がその者のフォートによらない場合は、その限りでない。

第一三五二二二条 善意で物を受領した後¹にそれを売却した者は、売買代金のみを原状回復する義務を負う。

その者が悪意で物を受領していた場合には、原状回復の日の価値が売買代金を上回るときは、その価値を原状回復する義務を負う。

第一三五二二三条 原状回復は、果実及びその物がもたらした使用収益の価値を含む。

使用収益の価値は、裁判官により、裁判の日において評価される。

反対の約定があるときを除き、果実の原状回復は、果実が現物で存在しない場合には、その債務の弁済の日の物の状況に応じて、償還の日に評価される価値によつてされる。

第一三五二二四条 解放されていない未成年者又は被保護成年者に対してなすべき原状回復は、この者が無効化された行為から得た利益に比例して縮減する。

第一三五二二五条 原状回復の金額を定める際には、物の保存に必要な費用、及び、原状回復の日において評価される増価の限度で、その価値を増加させた費用が、原状回復義務者のために考慮される。

第一三五二六条 金銭の原状回復は、法定利率による利息及び受領者のもとに支払われた税金を含む。

第一三五二七条 悪意の受領者は、弁済の時から、利息、收取した果実又は使用収益の価値の原状回復義務を負う。善意の受領者は、請求の日からしかこれらの原状回復義務を負わない。

第一三五二八条 役務提供の原状回復は、価値によってされる。その価値は、役務提供が供給された日において評価される。

第一三五二九条 債務の弁済のために設定された担保は、当然に、原状回復債務に及ぶ。ただし、保証人は、期限の利益を失わない。

第四章の二 債務の証拠

第一節 一般規定

第一三三三条 債務の履行を請求する者は、それを証明しなければならぬ。

反対に、解放されることを主張する者は、弁済又はその債務の消滅を生じさせた事実を証明しなければならぬ。

第一三五四条 法律が一定の行為又は一定の事実を他の行為又は事実とすることによってそれらに付与する推定は、その推定が存在することによって利益を受ける者をその証明から免れさせる。

法律が反証を許すとき、これを単純推定という。単純推定は、あらゆる証拠方法によって覆すことができる。推定を覆すことができる証拠方法又は推定を覆すことができる対象を法律が制限するとき、これを混合推定という。推定を覆すことができるいとき、これを覆し得ない推定という。

第一三五五条 既判事項の權威は、判決の対象とされた事項についてしか生じない。請求事項が同一であること、請求が同一の原因に基づくこと、請求が同一の当事者間のものであり、かつ、同一の当事者から同一の当事者に対して同一の資格でされることが必要である。

第一三五六条 証拠に関する契約は、当事者が自由に処分することができる権利を対象とするときは、有効である。

ただし、証拠に関する契約は、法律の定める覆し得ない推定に反することも、自白又は宣誓に付与される証拠力を変更することもできない。証拠に関する契約は、当事者の一方のために覆し得ない推定を定めることもできない。

第一三五七条 証拠の裁判上の提出及びそれに関する争いは、民事訴訟法典によって規律する。

第二節 証拠方法の許容性

第一三五八条 法律に別段の定めがある場合を除き、証明は、あらゆる方法によってすることができる。

第一三五九条 デクレの定める額を超える金額又は価値を対象とする法律行為は、私署又は公署の書面によって証明しなければならぬ。

ある法律行為を証する書面を越えて又はこれに反してする証明は、その金額又は価値が前項の額を超えない場合であっても、他の私署又は公署の書面によってでなければすることができない。

第一項に掲げる基準額を超える債権を有する者は、その請求を縮減することによって書面による証明を免れることができる。

請求が基準額を下回る場合であっても、請求が基準額を上回る債権の未払金又は一部を対象とするときは、その請求をする者について、前項と同様とする。

第一三六〇条 前条に定める準則は、書面を得ることが物理的

若しくは精神的に不可能である場合、書面を作成しないことが慣行となっている場合、又は書面が不可抗力によって失われた場合には、適用しない。

第一三六一條 裁判上の自白、決訟的宣誓又は他の証拠方法によって補強された書証の端緒をもって、書面に代えることができる。

第一三六二條 法律行為について争う者又はその者が代理する者に由来する書面であつて、主張事実を真実らしく思わせるものはすべて、書証の端緒となる。

裁判官は、当事者の一方が本人出頭の際に行う陳述、答弁の拒否又は不出頭を、書証の端緒に等しいものとみなすことができる。

公の登録簿への公署又は私署の書面の記載は、書証の端緒に値する。

第三節 様々な証拠方法

第一款 書証

第一小款 一般規定

第一三六三条 何人も、自己のために証書を設定することはできない。

第一三六四条 法律行為の証拠は、公署方式又は私署の書面によつてあらかじめ設定することができる。

第一三六五条 書面は、その媒体が異なるものであつても、理解可能な意味が与えられた一連の文字、記号、数字又はその他すべての符号若しくは表象からなる。

第一三六六条 電子的書面は、紙媒体上の書面と同一の証拠力を有する。ただし、その書面を發した者が正式に特定され得ること、及び、その書面がその完全性を担保する性質を備えた条件の下で作成されかつ保存されることを条件とする。

第一三六七条 法律行為〔証書〕の完成に必要な署名は、署名者を特定する。その署名は、その行為から生じる債権債務への署名者の同意を表示する。署名が公署官によつて行われる場合には、署名は、証書に公署性を付与する。

署名が電子的であるときは、署名は、署名が付与される証書との繋がりを担保する信頼し得る特定方法の使用によつてしなければならぬ。コンセイユ・データの議を経たデクレの定める条件に従つて電子署名が行われ、署名者の特定が確保され、か

つ、証書の完全性が担保されるときは、この方法の信頼性は、反証がない限り推定される。

第一三六八条 反対の規定又は合意がない場合には、裁判官は、最も真実らしい証書をあらゆる方法によつて決定することによつて、書証に関する紛争を解決する。

第二小款 公署証書

第一三六九条 公署証書とは、証書を作成する権限及び資格を有する公署官が、要求される厳格方式をもつて受理した証書という。

公署証書は、それがコンセイユ・データの議を経たデクレの定める条件に従つて作成されかつ保存される場合には、電子媒体上に作成することができる。

公署証書は、それが公証人によつて受理されるときは、法律の要求するあらゆる手書き記載を免れる。

第一三七〇条 公署官の無権限若しくは無能力又は方式の欠如により公署性を欠く証書は、当事者が署名した場合には、私署の書面に値する。

第一三七一条 公署証書は、偽造の申告がない限り、自らが履

践し又は確認したと公署官が述べる事項について証拠力を有する。
偽造の申告がされた場合には、裁判官は、公署証書の執行を
停止することができる。

第三小款 私署証書

第一三七二条 私署証書は、それを対抗される当事者が承認した
場合又は法律によつてその者が承認したとみなされる場合には、
それに署名した者の間で並びにその相続人及び承継人に対
して証拠力を有する。

第一三七三条 私署証書を対抗される当事者は、その筆跡又は
その署名を否認することができる。当事者の相続人又は承継人
もまた、その前主の筆跡若しくは署名を否認し、又はそれらを
知らないと陳述することができる。これらの場合には、筆跡の
検真を行わなければならない。

第一三七四条 各当事者の弁護士又はすべての当事者の弁護士
が副署した私署証書は、当事者の筆跡及び署名について、当事
者に対してもその相続人又は承継人に対しても証拠力を有する。
民事訴訟法典の定める偽造の手続は、前項の証書に適用する
ことができる。

第一項の証書は、法律の要求するあらゆる手書き記載を免れ
る。

第一三七五条 双務契約を確認する私署証書は、別個の利害を
有する当事者と同数の原本をもつて作成しなければ、証拠力を
有しない。ただし、当事者が、唯一作成された証書を第三者に
交付することを合意した場合は、この限りでない。

各原本は、それについて作成された原本の数を記載しなければ
ならない。

契約を履行した者（一部履行を含む。）は、原本の複数又は
その数の記載についての欠如を対抗することができない。

原本の複数の要求は、電子的方式による契約については、証
書が第一三六六条及び第一三七七条に従つて作成・保存され、
かつ、その方法によつて当事者のそれぞれが一通を持続的記録
媒体上に保有し、又はそれにアクセスすることが可能であると
きに、満たされたものとみなす。

第一三七六条 当事者の一方のみが他方に対して金銭を支払い
又は代替物を引き渡すことを約する私署証書は、この約務を引
き受ける者の署名及び金額又は数量の記載を含まなければ、証
拠力を有しない。その記載は、その者自身によつて全文字及び
数字で書かれなければならない。差異がある場合には、その私
署証書は、全文字で書かれた金額について証拠力を有する。

第一三七七条 私署証書は、それが登録された日、一人の署名者の死亡の日、又はその内容が公署証書において確認された日からでなければ、第三者に対して確定日付を取得しない。

第四小款 その他の書面

第一三七八条 事業者が記録し又は作成しなければならない帳簿及び資料は、それらの作成者に対して、私署の書面と同一の証拠力を有する。しかし、それらを援用する者は、その記載を分割して、自己に有利な記載のみを取り上げることはできない。

第一三七八一条 家庭の帳簿及び書類は、それを書いた者のために証拠とならない。

家庭の帳簿及び書類は、以下に掲げる場合には、それを書いた者に対して証拠力を有する。

- 一 それらが弁済の受領を明確に示すすべての場合
- 二 それらが債務を示す者のために証書の欠如を補充することを目的としてその書面が作成された旨の明示的な記載を含むとき

第一三七八二条 債権者が所持し続ける証書原本に債権者が行う弁済又はその他の解放事由の記載は、債務者の解放の単純

推定に値する。

証書又は受取証書の複本に行う記載についても、その複本が債務者の手もとにあるときは、前項と同様とする。

第五小款 写し

第一三七九条 信頼し得る写しは、原本と同一の証拠力を有する。その信頼性は、裁判官の評価に委ねられる。ただし、公署の書面の、執行力ある又は公署の写しは、信頼し得るものとみなす。

証書の方式及び内容を忠実に複製した写しであつて、コンセイユ・データの議を経たデクレの定める条件に従つた方法でその完全性が時的に担保されるものはすべて、反証がない限り信頼し得るものと推定する。

原本が現存する場合には、常にその提示を要求することができる。

第六小款 承認証書

第一三八〇条 承認証書は、証書原本の提示を免れさせない。ただし、証書原本の内容が承認証書に特に詳記されている場合は、この限りでない。

承認証書に記載される事項で、証書原本に付加する又はそれ

と異なるものは、効力を有しない。

その証明力は、裁判官の評価に委ねられる。

第二款 人証

第一三八一条 民事訴訟法典の条件に従って第三者がする陳述の証明力は、裁判官の評価に委ねられる。

第三款 裁判上の推定による証明

第一三八二条 法律が定めていない推定は、裁判官の評価に委ねられる。裁判官は、推定が重大、明確かつ整合的である場合であつて、かつ、法律があらゆる方法による証明を認める場合にしか、推定を認めてはならない。

第四款 自白

第一三八三条 自白とは、ある者が、自己に不利な法的結果を生じさせ得る事実を真実として認める陳述をいう。

自白は、裁判上でも裁判外でもあり得る。

第一三八三一条 専ら口頭によつてされる裁判外の自白は、法律があらゆる方法による証明を許す場合にしか、受理されない。

第一三八三二条 裁判上の自白とは、当事者又は特別に委任されたその代理人が裁判においてする陳述をいう。

裁判上の自白は、それをした者に対して証拠力を有する。

裁判上の自白は、それをした者に対して分割することができない。

裁判上の自白は、撤回することができない。ただし、事実の錯誤による場合は、この限りでない。

第五款 宣誓

第一三八四条 宣誓は、事件の判決をそれにかからしめるために、当事者の一方が他方に決定的に要求することができる。宣誓は、裁判官が当事者の一方に職権で要求することもできる。

第一小款 決訟的宣誓

第一三八五条 決訟的宣誓は、いかなる種類の争いについても、訴訟のいかなる段階においても要求することができる。

第一三八五一条 決訟的宣誓は、宣誓を要求される当事者に個人的な事実についてでなければ、要求することができない。

決訟的宣誓は、宣誓を要求された当事者がこれを反対要求することができる。ただし、反対要求の対象である事実がその者に専ら個人的なものであるときは、この限りでない。

第一三八五―二条 宣誓を要求されながら宣誓を拒み若しくはその反対要求を望まない者、又は、宣誓を反対要求されながら宣誓を拒む者は、敗訴するものとする。

第一三八五―三条 宣誓を要求した又は反対要求した当事者は、相手方がその宣誓をする用意があることを陳述したときは、もはやそれを撤回することができない。

要求された又は反対要求された宣誓がされたときは、その相手方は、その虚偽を証明することを認められない。

第一三八五―四条 宣誓は、宣誓を要求した者並びにその相続人及び承継人のために、又はそれらの者に対してしか、証拠力を有しない。

連帯債権者の一人が債務者に要求した宣誓は、その債権者が権利を有する部分についてしか、債務者を解放しない。

主たる債務者に要求された宣誓は、その保証人も解放する。連帯債務者の一人に要求された宣誓は、共同債務者に利益を与える。

保証人に要求された宣誓は、主たる債務者に利益を与える。

前二項の場合において、連帯共同債務者又は保証人の宣誓は、それが連帯又は保証の事実についてではなく負債について要求されたときでなければ、他の共同債務者又は主たる債務者に利益を与えない。

第二小款 職権で要求される宣誓

第一三八六条 裁判官は、当事者の一方に、職権で宣誓を要求することができる。

この宣誓は、その相手方に再要求することができない。その証明力は、裁判官の評価に委ねられる。

第一三八六―一条 裁判官は、請求又は請求に対する抗弁が十分に証明されておらず、完全に証拠を欠いてもいない場合でなければ、それらについての宣誓を職権で要求することができない。